

Yes!農!!

発行日/平成20年2月
 編集・発行/県中農林事務所農業普及部
 電話/地域農業推進グループ024-935-1321 経営支援グループ024-935-1310
 FAX/024-935-7030
 E-mail hukuuu.af02@pref.fukushima.jp
 ホームページhttp://www.pref.fukushima.jp/norin-kenchu/



ナシ棚を活用したブドウ栽培

新産地育成プロジェクト実践中!! 「ナシ棚を活用したブドウ栽培」

県では、「うつくしま農業・農村振興プラン21」の実現にむけて策定した「ふくしま食・農再生戦略」において、「園芸産地の取り組み強化」を具体的戦略の一つと位置付け、園芸品目の産地づくりを重点的に展開しています。

このような中、熱海地区においては、ブドウの新たな産地化を目指すことを新産地育成プロジェクトとして位置付けました。

「熱海地区」は古くから日本ナシの産地として知られていますが、老木化による収量の低下や品種構成の偏り等、早急に解決すべき課題を抱えています。

この打開策として、既存のナシ棚を活用し、福島県のオリジナル品種であるブドウ「あづましずく」への転換が進められています。

「あづましずく」は、日本ナシとの作業の競合が少なく収穫期も早いことから、生産者や関係機関等からの注目は非常に高く、今後の導入拡大が期待されます。



稲WCS(ホールクroppサイレージ)!! 改めて注目されてます(^o^)

転作田で飼料用イネを栽培してみませんか?

水田の転作利用には様々な方法がありますが、その一つとして飼料用イネの栽培があります。皆さんが普段作っている稲と概ね同じように栽培し、早めに刈り取り調製する(収穫調製は主に畜産農家が行うことが多い)ことで牛の飼料として利用できます。

また、飼料用イネの栽培により、産地づくり交付金や耕畜連携水田活用対策等の助成を受けることができます。

(利用供給計画を策定する必要等があります)



就農相談窓口をご利用下さい

「農業をやりたい!」そんな思いをお持ちの方が増えています。

でも、農業を仕事にするには、いろいろな準備が必要です。

「どんな準備が必要なの?」そんな疑問にお答えします。

就農相談の窓口：県中農林事務所農業普及部 (電話)：935-1321

(県合同庁舎2階にあります)



あなたも認定農業者になりませんか！！

あなたもプロの農業経営者として、農業経営を更に発展させるために認定農業者になりませんか。

19年度からは各種施策が認定農業者に集中していますので、これらの有利な施策を上手に活用して、我が家の農業経営をステップアップしましょう。

郡山市の現在の認定農業者数は277件（20年1月現在）です。うち夫婦、夫婦+後継者の共同申請による認定農業者数は3件で、これらは家族経営協定締結により共同申請されたものです。

1 認定農業者制度とは

意欲のある農業者が将来の農業経営の目標に向かって自ら立てた計画（「農業経営改善計画」）を郡山市が認定し、その計画達成に向けて様々な支援措置を講じる制度です。

2 認定農業者になるには

(1) 対象者は意欲のある農業者なら、性別、専業・兼業の別を問わず、誰でも認定を受けることができます。

※ただし、生産調整を実施する必要があります。※※

(2) 農業経営改善計画を作成するには

認定を受けようとする農業者は、農業経営改善計画を作成して郡山市に提出します。

農業経営改善計画は、今の経営内容を点検しながら、5年後の目標を立てます。



◇計画作成にあたってのポイント◇

農業経営改善計画の認定基準は、

- ①郡山市の基本構想に適しているか。（基本構想で目標とする経営体所得額570万円）
- ②農用地の効率的かつ総合的な利用に配慮しているか。（生産調整実施計画有り）
- ③達成可能な計画であるか。

なお、郡山市は年3回認定会議を開催しますので、認定会議前までに計画書を提出してください。（詳しいことは市農業センター・農業普及部に問い合わせください）

3 認定農業者に対する支援措置は

(1) 市・市農業委員会・JA・県農林事務所等から農地の斡旋や経営に関する助言・指導を優先的に受けることができます。

(2) 県や国等の補助事業等を活用することができます。

（例：担い手経営展開支援リース事業等 H18～21年）

(3) 無利子又は低金利で資金を借り受けることができます。

（例：スーパーL資金・農業近代化資金の無利子化措置、無担保・無保証人によるクイック融資）

(4) 農業者年金に加入すると保険料の国庫補助があります。

(5) 各種施策の対象者が認定農業者に集中しました。

米・麦・大豆の経営全体



水田経営所得安定対策
(旧品目横断的経営安定対策)

指定野菜産地に対する価格補償



指定野菜価格安定対策事業

リンゴの改植・廃園などにかかる経費を助成



果樹経営支援対策事業
(うち整備事業)

肉用牛・肉豚の生産に対する価格補償



肉用牛肥育経営安定対策事業
地域肉豚生産安定基金造成事業

さらなる経営発展をめざし、麦・大豆などの規模拡大等に向けた経営確信のための取り組み支援



担い手経営革新促進事業

農薬は正しく使って安全安心！！



農薬使用の基本はラベルの確認です。

適正な使用と、漏れのない記帳をしましょう！

農薬を使用するときには、使用基準を必ず守りましょう。

- ① ラベルをしっかり読み、良く理解しましょう。
- ② 散布する時は、飛散に注意しましょう。
- ③ 水田では、散布後「7日間」は止水しましょう。
- ④ 育苗時の農薬散布もていねいにしましょう。
- ⑤ 散布後は、器具をよく洗いましょう。

*使い慣れた農薬でも適用作物や適正な使用方法であるか必ずラベルで確認しましょう！